

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成19年6月21日

中央防災会議会長 安倍 晋三

記

件名	年月日	事項
地域防災計画の修正	H19.3.28	沖縄県、青森県
	H19.5.7	神奈川県、大阪府
	H19.5.10	福井県
	H19.5.15	宮崎県
	H19.5.30	福岡県
小計		7件
東南海・南海地震防災対策推進基本計画の作成について	H19.03.31	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条に基づく基本計画の作成
	小計	1件
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(答申)	H19.04.01	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第2項に基づく推進地域指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件
激甚災害の指定	H19.4.20	平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（ ）
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢強化について	H19.5.22	中央防災会議会長通達「梅雨期及び台風期における防災態勢強化について」を各指定行政機関の長、各都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
合計		11件

公共土木関係及び農地等の措置に関する局地激甚災害の指定については、従来、年度末に行ってきたが、一定の要件を満たす場合には年度途中でも指定を行えるよう、局地激甚災害指定基準を一部改正し(平成19年4月19日中央防災会議決定)、当該災害に遡及適用した。